

淀川水系流域委員会 殿

平成19年8月8日

岡田 豊一

「淀川河川事務所が、清くて悠久の宇治川を淀（淀）んだ川にした?。」

平成19年3月6日淀川河川事務所所長外18名を京都地検に告訴しました。

宇治市においては、時代を遡れば、明治30年ごろ、デレーケの旧河川台帳付図（現在は、淀川河川事務所が所有）があり、同様のものも宇治市（宇治川河川敷地之図）にあり、旧河川法当時は、京都府が所管しており、決裁書および京都府公報（第349号）・河川敷地占用料徴収等より境界確定図と判明（京都府土木建設部治水総括室河川整備管理室副室長 山田氏 西村係長と協議）。つまり、底地の確定図を意味する。

ところが、国は昭和42年告示で河川区域図である現況河川台帳付図（一方的な図）を作成し、昭和45年頃から地元説明会が開催され、ほとんどの地権者が反対した（決裁書より）にも拘わらず、近畿建設協会・淀川工事事務所伏見出張所が積極的明示をおこない、反対を無視して朱線を入れ、昭和47年境界明示図を作成した。明示＝確定として公文書で回答。この図には、伏見出張所の職員と近畿建設協会の担当者の押印と宇治市長（宇治市固有の所有地）印および民地所有者数名のみで、財産部局長の整備局長（当時の建設局長）と 里道（認定道路）の財産部局長・京都府知事との署名・押印がない明示図・確定図となっている。したがって、当然、無効。京都府も河川区域を越えた部分は無効と断言している（京都府土木建築部 用地課 課長補佐 高木氏）。

また、昭和56年確定図が、当該地で確定したものが存在。その上、河川敷地境界証明書（当時、宮本所長）を発行した。この証明書の決裁書から昭和56年境界確定図に基づいて行われていて、上記 同様 財産部局長（建設局長・京都府知事）署名・押印がなく、無効の図面で、しかも河川区域をこえた部分まで証明しており、虚偽の証明書を作成した。

これについて、公文書で回答。虚偽の公文書である。

これら 一連の件で、内容証明等1年がかりで協議したが、「回答したとおりで、法的手続きをとられることも解決の一計とし、加えて、昭和56年境界明示図は適正に作成されたものと認識、今もその考えは変わっていない」と公文書で回答。

こうした経過があり、国を相手に平成18年(ワ)第393号官民境界確定無効確認請求事件の訴訟をしたところ、答弁書に虚偽があり（請求の原因に対する認否で、「5.5.(1)について」で、「……宇治市に道路としての占用の許可をしていない……」との記載があるが、近畿地方整備局総務課情報公開で、道路としての占用許可書を入手した。明らかに虚偽。他にも虚偽の内容がある。つまり、被告 国の代表者 杉浦正健法務大臣が法の最高責任者でありながら、司法に虚偽で応訴したことになる。忌々しき事態である。

なお、第2次改定版 公共用財産管理の手引き 監修 建設大臣官房会計課 編著
建設省財産管理研究会 ぎょうせい で P. 34 (注) 公物法による管理者であ
っても当該国有財産の財産部局長でなければ官民境界確定はできないとなっており、昭和
47年境界明示図・56年確定図いずれも、この要件をみたしていない。

以上。

なお、河川行政が、誤った方向に進まないよう、また、住民の意見が反映されるよう、今
回の件も貴会で調査・検証して頂きますようお願いいたします。



国近整淀占調第23号
平成17年10月28日

岡田 豊一 殿

淀川河川事務所長



お問い合わせに対する回答

記

常日頃は、河川行政にご理解を賜りありがとうございます。

さて、平成17年7月28日付け、7月29日付け、8月25日付け、9月16日付け、9月28日付け及び10月12日付け（近畿地方整備局長宛）の内容証明文書を含め、従前から宇治市槇島町幡貫地先についての相談等をお受けしている件については、平成17年7月15日付け国近整淀占調第14号における回答のとおりでございます。

ご不満がございましたら弁護士等専門家へご相談されるとともに必要がございましたら法的手続をとられることも解決の一計であると考えます。なお、当事務所では、昭和56年11月30日付け境界明示図は適正に作成されたものであると認識しており、その考えは現在に至っても変わっていないことを重ねてお伝えさせていただきます。

以 上

担 当：淀川河川事務所占用調整課
連絡先：072-843-2861



国近整淀占調第14号
平成17年 7月15日

岡田 豊一 殿

淀川河川事務所長



平成17年6月9日付け及び7月3日付け文書について、下記のとおり調査の結果を回答します。

記

1. 昭和47年境界確定図は宇治市を含む河川隣接土地所有者と河川との境界を確定したものであるが、承諾印をいただいていない箇所（承諾が得られなかった箇所）については、境界は確定していない。
2. 昭和56年11月30日付け境界確定図は、昭和47年確定図で確定しなかった箇所の一部について境界確定を行ったものであり、宇治市は対象となっていない。
3. 貴殿から郵送された「平成元年2月23日の明示図面」及び「現場の測量図昭和60年頃」は、いずれも河川と河川隣接土地との境界を示す境界確定図ではない。
4. 平成13年2月1日付けの河川敷地境界証明書は、昭和56年11月30日付け境界確定図の証明を関係権利者からの請求に基づき発行したもので、正当なものである。

以上

第2次改訂版

公共用財産管理の手

いわゆる法定外公共

監修
建設大臣官房会計課
編著
建設省財産管理研究会

ぎょうせい

23 公共用財産に関する特別法と管理者

公共用財産に関する特別法には、どのようなものがあるか。また、管理者は誰か。

図1 公共用財産に関する特別法としては、次のようなものがある。

- ① 道路法 (昭和七年六月一日 法律一八〇号)
- ② 河川法 (昭和九年七月二〇日 法律一六七号)
- ③ 公有水面埋立法 (大正一〇年四月九日 法律五七号)
- ④ 海岸法 (昭和三年五月二二日 法律一〇一号)
- ⑤ 港湾法 (昭和五年五月二二日 法律二一八号)
- ⑥ 漁港法 (昭和五年五月二二日 法律一三七号)
- ⑦ 下水道法 (昭和三年四月二四日 法律七九号)
- ⑧ 自然公園法 (昭和三年六月一日 法律一六一号)
- ⑨ 都市公園法 (昭和二年四月二〇日 法律七九号)
- ⑩ 砂防法 (明治三〇年三月三〇日 法律三九号)
- ⑪ 地すべり防止法 (昭和三年三月二日 法律三〇号)

2 各種公共用財産について、何々の分物法により、管理者の立場

法律	公共用財産	管理者	管理者の立場
道路法	高速自動車国道 一般国道 指定区間内 指定区間外 市道 町道 村道	建設大臣 知事 都道府県知事 市町村長	国の機関 地方公共団体
河川法	一級河川 二級河川 指定区間内 指定区間外	建設大臣 知事 市町村長	国の機関
海岸法	海岸保全区域	建設大臣 知事	国の機関
下水道法	流域下水道 都市下水道 市道 町道 村道	建設大臣 知事 市町村長	地方公共団体
港湾法	港	運輸大臣 知事 市町村長	地方公共団体
漁港法	漁港	農林大臣 知事 市町村長	地方公共団体
砂防法	砂防指定地(砂防設備)準用区域	(一部建設大臣) 知事 市町村長	国の機関

⑪ 公物法による管理者であっても当該国有財産の財産部局長でなければ官民境界確定はできない。

まとめ(一覧表)

	河川法	道路法	民地・地権者
	財産部局長	財産部局長	
	建設局長印	京都府知事印	
昭和47年確定図	なし	なし	昭和47年決裁書には、ほとんどの地権者が反対し、同意が得られていない
昭和56年確定図	なし	なし	岡田友一氏は、私文書偽造で刑事事件として宇治署に届けをされたが、担当刑事に時効で立件できないといわれた。しかし、図面上は、同意したことになっているが、偽の同意で無効。

河川敷地境界証明書

河川区域を超えている(告示行為がなされていない)

昭和56年確定図・昭和47年確定図いずれも財産部局長印がなく、無効であり、無効の図面(昭和56年確定図)を用いて証明書を作成。